⑾　契約書作成の要否　要
⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。
⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。
⒃　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAKAMURA Teruyuki Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Foundation work⑷ of the incidental facility for the waterway, Port of Kobe
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 28 December 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　9 March 2022 (tenders brought with : 14 : 00　9 March 2022 or submitted by mail : 14 : 00　9 March 2022)
⑹　Contact point for tender documentation : YAMANAKA Hiroshi Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年11月26日
国立大学法人北海道大学　総長　賓金　清博
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　01
○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道大学実験実習棟（農学系）新営その他工事
⑶　工事場所　北海道札幌市北区北11条西10丁目（北海道大学構内）
⑷　工事概要　実験実習棟新営に伴う建築その他工事　構造・階数：Ｓ造１階及びＲＣ造２階　延べ面積：3,021.43㎡
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和５年３月31日（金）まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約2,286㎥、鉄骨約94ｔ、鉄筋約287ｔ、ガラス約147㎡
⑺　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」並びに「工事全般の施工計画」について評価を行うため、本学が別に指定する関係書類（以下「技術提案書」という。）の提出を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。また、関連する設備工事は別途発注される予定である。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人北海道大学競争参加者心得第２の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
①　建物用途　校舎・研究施設・病院（医療法に定めるもの）又は国・地方公共団体若しくは独立行政法人によって設置・運営される公共施設
②　建物構造　ＳＲＣ造、ＲＣ造又はＳ造
③　延べ面積　2,000㎡以上
④　工事種別　新営又は増築工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）は工事現場への専任を要さない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間についても、工事現場への専任を要さない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。
　建設業法施行令第27条第２項の適用を受ける主任技術者及び建設業法第26条第３項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建築士の資格を有する者
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。